

船井郡衛生管理組合からの一般廃棄物の受入れ及び焼却処理について

本年8月22日、船井郡衛生管理組合※（以下「船井衛管」という。）から本市に対して、一般廃棄物の受入れ及び焼却処理（以下「受入れ」という。）の検討依頼を受けました。

その後、依頼への対応について、船井衛管はもとより、クリーンセンターの運営に御理解・御協力を頂いている地域の皆様との協議を重ねた結果、当該依頼に応じ、一般廃棄物の受入れを行うこととしますので御報告いたします。

※ 京都府南丹市及び京丹波町から排出される家庭ごみ等一般廃棄物の処理を行うため、地方自治法に基づいて設けられた一部事務組合

1 船井衛管からの依頼内容

船井衛管では、一般廃棄物の焼却を三重県の民間処理事業者及び亀岡市に委託しており、廃棄物の運搬に伴うCO₂の排出とコストが課題となっている。

現在、船井衛管管内にて新たな焼却施設の建設を検討しているが、船井衛管単独での施設整備では処理規模が小さく、発電によるエネルギー回収が困難であり、焼却によるCO₂を排出するだけの施設となってしまう、国を挙げて取り組んでいる脱炭素社会構築の流れに逆行することが懸念されている。また、国の方針を踏まえたごみ処理施設の広域連携等について、船井衛管としても模索しているため、以下の内容で受入依頼があった。

【依頼内容】

- ・ 処理期間：令和6年度当初から当面の間
- ・ 対象ごみ：船井衛管管内の一般廃棄物（家庭系及び事業系の可燃ごみ）
- ・ 処理量：年間5,700トン程度（本市焼却量の1.7%相当）

2 本市の考え方

- (1) 持続可能な適正処理の確保に向けて、国（環境省）においても、広域化・集約化及び安定的・効率的な廃棄物処理体制の構築に向けた取組を強力に推進しており、各自治体への協力が求められていること。
 - (2) 社会共通の課題として「脱炭素社会の構築」に取り組んでいること。
 - (3) 本市の負担が生じないことはもとより、相応の収入を確保すること。
- これら3つの観点の重要性に鑑み、受入れを行うこととする。

3 受入条件案

(1) 受入期間

令和6年度当初から当面の間

※ 船井衛管における自区内処理の検討を継続し、その速やかな開始に取り組み、自区内処理が開始されるまでの間の受入れとする。

※ 本市のごみ処理計画等の都合で受入れを終了する場合は、1年前に通告のうえ、受入れを終了できることとする。

(2) 対象ごみ

船井衛管管内の一般廃棄物（家庭系及び事業系の可燃ごみ）

(3) 処理量

年間5,700トン程度（本市焼却量の1.7%相当）

(4) 受入施設

北部クリーンセンター

（大規模改修工事中の共通休炉期間の対応については今後検討）

※ 船井衛管からの運搬距離が近く、廃棄物の運搬に伴うCO₂の排出抑制に資するため。

(5) 受入料金

32,000円/トン（税込）

※ 本市に負担が生じることのないよう算出した受入単価で、人件費や物件費など焼却に要する費用等に著しい変動があった場合、協議のうえ、受入単価の見直しができることとする。

※ 年間受入料金見込み：約1.8億円

(6) 焼却灰の引取り

船井衛管にて引取り

(7) 搬入方法等

- ・ 搬入日は月曜日～金曜日（祝日を含む。年末年始の搬入停止日は除く。）
- ・ 搬入時間は朝の通学時間を避ける。
- ・ 搬入ルートは本市が指示するルート（焼却灰の引取りも同様）
- ・ 搬入車両は1日当たり10トン車4台程度
- ・ 搬入車両には覆いを付け必要な標示をした専用の車両を用いる。

4 今後の予定

令和5年12月中目途	本市と船井衛管、本市と北部クリーンセンター地元との間で、受入条件等を明記した覚書の締結
令和6年 2月	2月市会において受入れに係る歳入予算案の提案
4月	受入れの開始

【参考】

1 船井衛管について

(1) 構成市町 南丹市、京丹波町

(2) 所在地 京都府南丹市八木町室河原大見谷47番地

(3) 業務内容

ア 一般廃棄物の収集、運搬、処分及びこれらに係る施設の設置、経営に関する事務、並びに浄化槽の維持管理に関する事務

イ 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者の許可に関する事務

ウ 浄化槽の清掃を業として行う者の許可に関する事務

エ 火葬場の設置、経営に関する事務

オ 死亡獣畜取扱（焼却）施設の設置、経営に関する事務

カ 公共下水道の維持管理に関する事務

(4) 議会 議員定数8名（南丹市5名、京丹波町3名）

(5) 管理者等 管理者 西村 良平 南丹市長
副管理者 畠中 源一 京丹波町長

2 過去の受入れについて

(1) 平成18～19年度

船井衛管が委託する民間事業者（カンポリサイクルプラザ株式会社）の一般廃棄物処理施設の排ガスの中から、基準を超えるダイオキシン類が検出され、京都府から焼却炉の停止命令が出されたため、緊急対応として本市で約1年間、船井衛管の可燃ごみを受け入れた。

ア 処理期間：平成19年1月10日から12月28日まで

イ 対象ごみ：船井衛管管内の一般廃棄物（家庭系及び事業系の可燃ごみ）

ウ 処理量：4,667トン

エ 受入施設：東北部クリーンセンター

(2) 令和元年度

船井衛管がそれまで焼却処理を委託していた民間事業者（カンポリサイクルプラザ株式会社）が、経営上の理由から平成31年3月末をもって一般廃棄物の受入れを停止し、事業を終了することに伴い、令和元年度の処理委託が困難な状況となっていたため、緊急対応として受け入れた。

ア 処理期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで（1年間）

イ 対象ごみ：船井衛管管内の一般廃棄物（家庭系及び事業系の可燃ごみ）

ウ 処理量：6,700トン

エ 受入施設：東北部クリーンセンター